

# 御存じですか？ 容器包装リサイクル法

私たちの毎日の生活から出されるごみのうち、缶、瓶、プラスチックなどの容器包装廃棄物は、容積比で約6割、重量比で2、3割に達しています。これらを分別、リサイクルすることによってふえ続けるごみを減らしていくこうと、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が平成7年6月に制定され、平成9年4月に施行されます。

この法律の制定を契機に、私たち自身のごみの出し方を今一度見直してみませんか。

## 消費者、行政、事業者が手をとり合ってリサイクル

容器包装リサイクル法は、家庭などから一般廃棄物として出される容器包装について、「消費者には分別排出を、行政には分別収集を、事業者には再商品化を」というように、おののの責任を分担する仕組みになっています。

今までの「出されたごみを処理する」というごみ処理の考え方を見直して、ごみにしないでリサイクルしていくこうとする新しい視点に立って、消費者、行政、事業者が協力し合い、廃棄物循環型の「ごみゼロ社会」の実現を目指しています。

## ごみの出し方工夫して

富士市では、昭和56年から瓶類、缶・金属類の分別収集を始めました。それ以来、見直しを行いながら、現在可燃ごみ、埋立ごみ、乾電池を含め、5種類の分別収集を実施しています。しかし、中には分別が徹底されず、収集作業中の火災やけがなどが発生しています。

### 収集車両火災発生状況(平成5～7年度)

件数	分別	原因
18件	金属10件	卓上ガスボンベ7件、スプレー缶4件、使い捨てライター2件、シンナー1件、バイクのガソリン2件、原因不明2件
	埋立8件	

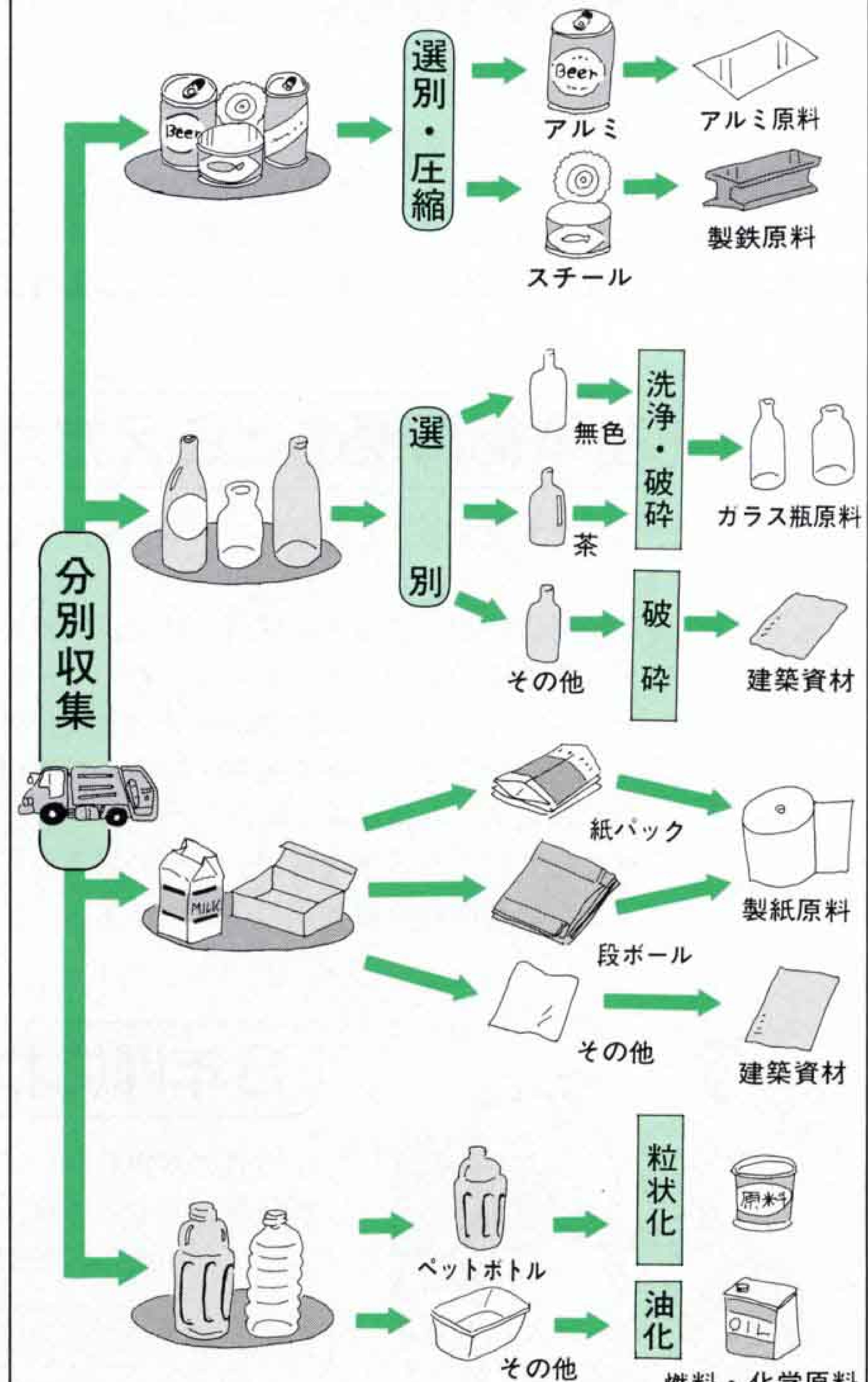
### 作業中のけがなどの発生状況(平成7年度)

件数	原因(分別)
4件	竹ぐし(可燃ごみ)、コンテナ内の割れ瓶(瓶類)、割れ瓶・ガラス(埋立ごみ)

平成9年4月1日の「容器包装リサイクル法」の施行に向けて、市では、分別方法の見直しを行い、富士市の実情に合った「分別収集計画」の作成を進めているところです。

しかし、一番大切なことは、私たち1人1人がごみに対する意識をしっかりと持つということ。「捨てればごみ、生かせば資源」、富士市をごみのないきれいな街にするため、ごみの分別を徹底しましょう。また、ごみを収集する人の気持ちになって、ごみの出し方にも工夫をしましょう。

## 容器包装リサイクル法における リサイクルの流れ(例)



\* 対象となる容器包装廃棄物は、各市町村で作成される「分別収集計画」に基づいて実施されます

●問い合わせ●  
環境衛生課 内線2051・2053